

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
製材業供給力強化事業実施要領

令和 7 年 10 月 3 日付 7 農振財森第690号

(趣旨)

第1条 製材業供給力強化事業（以下「本事業」という。）の実施については、公益財団法人東京都農林水産振興財団製材業供給力強化事業実施要綱（令和 7 年 10 月 3 日付 7 農振財森第688号。以下「実施要綱」という。）及び公益財団法人東京都農林水産振興財団製材業供給力強化事業費助成金交付要綱（令和 7 年 10 月 3 日付 7 農振財森第689号。以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業の内容等)

第2条

- 1 労働安全衛生対策の強化については、別紙 1 のとおりとする。
- 2 製材の J A S 認証取得等の支援については、別紙 2 のとおりとする。

(事業対象者への助成)

第3条 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）は、事業対象者に対し、別紙 1 及び別紙 2 に定めるところにより、予算の範囲内において助成するものとする。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 3 日から施行する。

## 労働安全衛生対策の強化

### 第1 事業対象者

東京の木多摩産材認証制度における登録事業者のうち、登録の業務区分が製材業者で東京都内に事業所を有する者（以下「製材事業者」という。）、及び多摩木材センター協同組合（以下「原木市場」という。）をいう。

### 第2 事業の内容

#### 1 労働安全衛生対策の強化

##### （1）資格取得等経費助成

財団は、製材事業者の労働安全衛生対策のため、別表1に定める経費について助成するものとする。

### 第3 事業の実施

#### 1 事業の手続き

提出する書類については、交付要綱に定めるものとする。

##### （1）申請

助成を受けようとする者は助成金交付申請書を1部提出する。

##### （2）交付決定

財団は、前号の申請書の提出があったときは審査を行い、適切であると認められるときは助成の交付の決定をする。ただし、財団は予算の範囲内で助成するものとし、助成金の交付する額については、必要に応じて調整をするものとする。

##### （3）実績報告の作成等

交付決定に係る事業が終了後、対象事業者は速やかに実績報告書を提出する。財団は、実績報告書の審査を行い、適切と認められるときは交付すべき助成金の額を確定する。

## 製材の J A S 認証取得等の支援

### 第 1 事業対象者

東京の木多摩産材認証制度における登録事業者のうち登録の業務区分が製材業者で東京都内に事業所を有する者をいう。

### 第 2 事業の内容

#### 1 J A S 認証取得等に係る支援

##### (1) J A S 認証取得に係る経費助成

財団は、製材品等の供給力強化を促進するため、別表 3 に定める経費について助成するものとする。

### 第 3 事業の実施

#### 1 事業の手続き

提出する書類については、交付要綱に定めるものとする。

##### (1) 申請

助成を受けようとする者は助成金交付申請書を 1 部提出する。

##### (2) 交付決定

財団は、前号の申請書の提出があったときは審査を行い、適切であると認められるときは助成の交付の決定をする。ただし、財団は予算の範囲内で助成するものとし、助成金の交付する額については、必要に応じて調整をするものとする。

##### (3) 実績報告の作成等

交付決定に係る事業が終了後、対象事業者は速やかに別表 5 に定める資料を添付の上、実績報告書を提出する。財団は、実績報告書の審査を行い、適切と認められるときは交付すべき助成金の額を確定する。

別表1 資格取得等に係る経費助成要件

助成の種類	内容	対象者	助成率	備考
資格取得等経費助成	機械運転業務等に係る安全衛生教育、技能講習、及び特別教育等講習受講費、並びに木材産業に係る業務を実施する上で必要となる資格取得費等への助成	製材事業者 原木市場	10／10 以内 (助成上限額 100,000 円／事業対象者・年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象講習、資格及び対象経費は別表2による。</li> <li>・助成額は、講習受講及び資格取得のために関係機関に支払った額を上回らないものとする。</li> <li>・資格取得に係る助成は、試験等に合格して資格を取得・登録した場合、又は高次試験の受験資格を得た場合に助成する。</li> </ul>

別表2 労働安全衛生対策等資格取得助成の対象講習・資格及び経費

区分	対象講習・資格	対象経費
安全衛生教育	車両系建設機械（整地・運搬・積込及び掘削用）運転業務従事者に対する安全衛生教育 フォークリフト運転業務従事者に対する安全衛生教育 玉掛け業務従事者に対する安全衛生教育 はい作業従事者に対する安全衛生教育 移動式クレーン運転士に対する安全衛生教育 チーンソー従事者に対する安全衛生教育 騒音作業従事者に対する安全衛生教育 熱中症予防のための安全衛生教育 職長・安全衛生責任者教育	受講料 テキスト代
技能講習	車両系建設機械（整地・運搬・積込及び掘削用）運転技能講習 ショベルローダー等運転技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習 木材加工用機械作業主任者技能講習 玉掛け技能講習 はい作業主任者技能講習 フォークリフト運転技能講習 安全衛生推進者養成講習 衛生推進者養成講習	
特別教育	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込及び掘削用）の運転業務に係る特別教育 小型車両系建設機械（解体用）の運転の業務に係る特別教育 フォークリフトの運転の業務に係る特別教育 ショベルローダー等の運転の業務に係る特別教育 玉掛けの業務に係る特別教育 クレーンの運転の業務に係る特別教育 伐木等の業務に係る特別教育 研削といしの取替え等の業務に係る特別教育	
資格（免許）	木材接着士 木材乾燥士 針葉樹製材乾燥技術者 木材切削士	試験手数料 登録手数料
その他	その他理事長が必要と認めるもの	

別表3 製材のJAS認証取得等に係る経費助成要件

助成の種類	内容	対象者	助成率	備考
製材のJAS認証取得等の支援	製材のJAS認定取得に必要な手数料、検査料、講習会受講費及び資格取得費等への助成	製材事業者	1／2以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象講習、資格及び対象経費は別表4による。</li> <li>・助成額は、講習受講及び資格取得のために関係機関に支払った額を上回らないものとする。</li> <li>・資格取得に係る助成は、試験等に合格して資格を取得・登録した場合、又は高次試験の受験資格を得た場合に助成する。</li> </ul>

別表4 製材のJAS認証取得等の支援に係る対象講習・資格及び経費

区分	対象講習・資格	対象経費
人員体制	品質管理責任者講習	受講料 テキスト代
	材面の品質検査担当者講習	
	格付担当者講習	
資格（免許）	木材乾燥士	試験手数料 登録手数料
	針葉樹製材乾燥技術者	
認証	新規認証	認証手数料 検査料 試験料 検査員の旅費等
格付検査	格付検査料（2ヵ月に1回）	検査料 検査員の旅費等
その他	その他理事長が必要と認めるもの	

別表5

添付書類	提出部数
認定申請書、認定書の写し	1部
補助対象事業に係る領収書の写し	
その他理事長が必要と認める書類	